

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 5 5 号	令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算 (第1号)	可決 (全員一致)	6月3日
議案第 6 1 号	宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正 する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 2 号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 3 号	宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 4 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条 例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 0 号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
請願第 8 号	豊かな教育を実現するための義務教育費 国庫負担制度の堅持を求める請願	採択 (全員一致)	
請願第 9 号	幼保無償化から除外された外国人学校幼 稚園に救済措置を求める請願	採択 (賛成多数)	

審査の状況

① 令和2年 5月29日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

② 令和2年 6月 3日 (議案審査)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

③ 令和2年 6月23日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎浅谷 亜紀 ○横田 まさのり 伊庭 聡 風早 ひさお
 川口 潤 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎
 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第55号 令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

議案の概要

補正後の令和2年度宝塚市病院事業会計予算

業務の予定量のうち、主要な建設改良事業

固定資産購入費の予定額 3億3,579万6千円(3,579万6千円増額)

資本的収入及び支出

資本的収入の予定額(寄附金) 3,579万7千円(3,579万6千円増額)

資本的支出の予定額(建設改良費) 5億6,179万6千円(3,579万6千円増額)

いずれも寄附金の受領に伴う増額

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 これまでにあった、過去10年の市立病院への寄附金額と使途を見ると、大きく分けて事業運営資金と医療機器購入に充てており、今回は医療機器の購入に充当するとのことであるが、寄附金の使途を決定する要素は何か。

答1 今回の寄附金額は3,500万円余と高額であり、医療機器は1千万円以上のものが多く、年々医療機器購入に充当する予算額も減っているため、できれば今回は医療機器購入に充てたいと考えている。毎年、事業運営資金にも充当しており、寄附額が10万円程度の場合、運営経費に充てている。

問2 寄附金が1千万円を超える分は設備とするのか、それとも1千万円を超えても運転資金に充てるケースも考えているのか。

答2 事業運営資金への充当か、医療機器の購入かという寄附金額による使途の基準は持っていない。今回は病院のために使ってほしいと寄附を頂いたので、運営費に活用すると具体的に何に使ったのか明確に残らない。できるだけ多くの人に寄附があったことが分かり、いろいろな人に効果が出るよう使いたいと考えている。

問3 市立病院への寄附は、本市の場合、ふるさと納税の対象になるのか。ふるさと納税に該当する市もあり、市のホームページで市立病院、公立病院独自の寄附について明記しているところもある。市立病院独自の寄附を募る考えはあるか。

答3 ふるさと納税の使途は8項目設定しており、その中で病院に対する寄附も可能になっている。そのため、寄附金を病院で必要な事業費に充てることは可能であるが、今現在、病院に特定した寄附を募っている状況ではない。

問4 新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の懸念もあるが、今回、それに関

して補正予算を組む必要はなかったのか。

答4 国の補正予算の中にも病院事業に活用できる項目が何点かある。それについて県との協議に出している分もあり、市に対しても交付金の中で充当できるものがあればお願いしていきたいと考えている。

問5 今回、遺言による寄附ということだが、寄附者の意向は明記されていたのか。また、医療機器の購入時期は。

答5 遺言書では市立病院と老人ホームに寄附するとあった。大方は市立病院への寄附で、入院時にお世話した病院職員は、世話になった市立病院に寄附したいということをお本人から聞いていた。寄附金を運営費に活用すると赤字補填の形になりよくないと思うので、患者にプラスになるよう、有効な形で使わせてもらいたいと考えている。購入する医療機器については現在、病院内の各部門から今年度の要望が来ており、院内で選定会議を開き、決定して、秋から冬にかけて購入することになる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第61号 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

デジタル手続法が公布されたことに伴い、個人番号通知カードが本年5月25日付
けで廃止されることから、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするも
の。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 個人番号通知カード（以降、通知カード）が廃止されることによって、市民に
とってどのような不具合があるか。

答1 もともと通知カードでマイナンバーの証明が可能であったが、通知カードが廃
止された後は効力がなくなる。ただし、現在お持ちの通知カードの住所等に変更
がなければ引き続き御利用いただける。また、マイナンバーの証明が必要な場合
は、マイナンバーカードやマイナンバー入りの住民票で証明できるため、大きな
デメリットはないが、市民にとっては分かりづらい側面もあると考えられる。

問2 マイナンバーカードの申請には、通知カードとの引換えが原則となっているが、
これを紛失した場合はどうなるのか。

答2 通知カードを紛失した旨の届出をしていただければ、マイナンバーカードの交
付は可能である。

問3 通知カードがどういうもので、マイナンバーカードがどういうものかが分ら
ないという相談が結構来ている。他市では写真つきの広報をしているところもあ
るので、分かりやすい広報をお願いしたいが。

答3 現在、マイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書の3種類が混在して
いるため、分かりにくい状態になっている。通知カードの廃止については、取り
急ぎホームページのほうでお知らせしているが、今後は広報誌も含めて、マイナ
ンバー制度全体について、より分かりやすい広報に努めていきたい。

問4 通知カードを廃止することに大きなデメリットはないとの説明があったが、逆
に市民や市にとってのメリットはあるのか。

答4 住所変更等の際に、通知カードの裏面への変更内容の記載が不要となることで、
市民は窓口での手続の時間が短縮となり、また行政の手続も手間が省けることにな
る。

問5 廃止される通知カードに代わって発行される、個人番号通知書とはどのようなものか。他市の広報では、個人番号通知書は再発行できないと書いているが。

答5 個人番号通知書はカードではなく、A4サイズの1枚ものの用紙である。全国的に同じ取扱いであり、再発行はできないこととなっている。

問6 個人番号通知書の住所変更をしないということは、旧住所のままで使えなくなる、持っていても意味がないということか。

答6 個人番号通知書のイメージとしては個人の方の番号が分かるものということであり、証明の書類にはならない。住所の変更を証明する場合は住民票を、マイナンバーの証明にはマイナンバー記載の住民票を取っていただくことになる。

問7 マイナンバーカードの本市での現在の発行率と、国との比較は。

答7 今年の4月末現在で、宝塚市で交付済みの割合は16.81%、全国が16.34%である。

問8 デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化を図るというデジタル手続法の目的のためには、マイナンバーカードの普及が大きなキーワードとなるが、市としてどのように啓発に取り組んでいこうと考えているか。

答8 マイナンバーカードの普及については、今年中にマイナポイント等の制度もスタートするので、ホームページや広報誌のほうでも、継続的に啓発に力を入れていきたい。

問9 今後は、初めて付番される出生した人や、マイナンバー法施行後に初めて海外から国内転入する人に個人番号通知書でマイナンバーを通知するということが、世界中に日本国籍の方がおられる。海外在住者についても、個人番号は以前からあるものなのか。

答9 マイナンバー制度導入後に、初めて海外から転入されて日本国内に住所を届け出られたときに、個人番号を持つことになっている。個人番号取得後は、海外と日本を何度行き来されても、番号を持った状態ということになる。

問10 もともと宝塚におられて、長く海外に出ておられる人は把握できているのか。

答10 住民票の除票が5年保存のため、5年以上海外に転出されている人については、本市では把握することはできない。海外転出者については住所の履歴を本籍地での戸籍の附票で管理している。今回の法改正により、全国でその情報を把握できるようになり、マイナンバーカードを一旦取得すると海外でも利用が可能になる見込みで、海外在住の日本国籍の人でも手続が可能になると思われる。

問 1 1 本市はマイナンバーカードの普及に対する姿勢がまだ見えてこない。職員の取得率も低かったと思う。マイナンバーカードを持ったら便利だと、自発的に取得するような取組をしてもらいたい。銀行口座とのひもづけなどマイナスの印象もあるが、コンビニ交付等の利便性などをアピールして普及を促すべきではないか。

答 1 1 マイナンバーカードの普及促進についての努力は必要と認識している。昨年度末には職員向けに時間外の臨時窓口を設ける試みもしており、今後も全体的に普及していくような方策を考えていきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第62号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行され、租税特別措置法の一部が改正されることに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	個人が保有する低額の未利用土地を譲渡した場合の、譲渡所得を控除するという改正内容だが、後期高齢者医療保険は対象になるのか。
答1	県の広域連合のほうに確認したところ、同様の制度ということだったので、同じ形として理解していただきたい。
問2	後期高齢者医療保険は特に議案として出てこなくても、7月以降対応できるということか。また、今後は国民健康保険と同じように周知を行うことになるのか。
答2	後期高齢者医療保険については、県のほうから、条例改正までは予定していないが現状で対応できると聞いている。また、広報についてはホームページや広報誌を活用すると思うが、県の広域連合と調整しながら、国民健康保険と後期高齢者医療保険、どちらも同じ形で広報をしたいと考えている。
問3	宝塚市内に該当する土地はないとしても、宝塚市民の方が市外で所有している土地が課題になると理解しているが、市のほうはどう認識しているのか。
答3	宝塚市内の土地に限定すると、この法改正の要件にはなかなか当てはまらないが、市民の方が他市あるいは他府県で所有している土地については、該当する可能性があるので、注目していく必要があると考えている。
問4	相続がどうなっているのか分からなくなっているような未利用土地でこそ、地域の活性化や治安の向上という点で困っているのではと感じる。市民の方が他市に持っている土地で困っているのか、市外の人が宝塚市内に持っている土地で困っているのか、そのあたりはどうか。
答4	なかなか把握ができない部分なので非常に難しい。当然市税とリンクしていく話なので、税の担当とも十分調整していきたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第63号 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市長の附属機関として、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審査委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回、25年前の阪神・淡路大震災に関する災害弔慰金の支給申請の申出があったということだが、これまでの申請状況と支給状況は。

答1 死亡の場合の災害弔慰金については、阪神・淡路大震災による市内の死亡者数117人のうち、115人に対して支給している。死亡が自然災害によるものかどうかを判定するため、震災当時も審査会を設け、平成7年4月5日から平成8年12月18日まで、計10回開催した。その中で約80件の審査を行った。

問2 25年前に起こったことを基に調査審議するとのことだが、どのように調査が行われていくのか。

答2 25年前の状況をどれだけ確認できるかが一番のポイントであるが、災害弔慰金の支給に関し、国の判断基準として示されたものとして、平成16年の新潟県中越地震の際に、震災関連死の判断として、例えば死亡時期により震災と死因の関連性がどれくらいあるかという目安がある。また、震災前からの疾病による死亡の場合でも、震災による本人やかかりつけ病院への影響の程度によっては震災と死因との関係性があるということにもなる。判断基準となる死亡当時の状況の書類を、申請する遺族がどれだけ準備できるか、25年前のものがどれだけ残っているかという難しい案件であるため、審査委員会の委員に判断を委ねる形としたい。

問3 災害障害見舞金について、震災当時に被災し病気であった人が、25年前には申請ができることを知らず、今回の件をきっかけに今でも申請ができるということを知り、自分も支給対象ではないかと申請するケースが出てきた場合の対応は。

答3 災害障害見舞金も自然災害によるものか否かということが判断の一つの基準になる。25年前の当時の状況と震災による影響が判断できる書類がどれだけそろっているかがポイントと考える。

問4 阪神・淡路大震災に関して残っている本市の記録では、死亡者数は118人だが、

先ほどの 117 人という答弁との違いは。

答 4 本市が公表している震災による死亡者数は 118 人である。災害弔慰金の支給に関しては、国が 2 分の 1、県と市が 4 分の 1 ずつの負担割合で給付しており、県に確認したところ、阪神・淡路大震災における災害弔慰金の件数は、死亡 117 件、支給が 115 件ということであった。

問 5 災害弔慰金の支給申請があつて、庁内で議論し災害関連死かどうか判断が難しい場合に審査会を設置し、判断を委ねるという仕組みになっているのか。

答 5 25 年前に審査会を設置した後は申請事例がないため、災害弔慰金支給の判断基準を庁内で検討した記録も実績もない。当時の国の資料では、震災関連死が明らかでない場合はそのまま災害弔慰金の支給対象となり、震災と死との関連が定かでない場合は審査会で判断するという事になっている。

問 6 災害弔慰金の支給申請があれば、死と震災との関連性に関してのある程度の確認もなく、全て審査会で審査されるということか。

答 6 災害弔慰金の支給に関する受給権については時効がないということを確認している。自然災害による死亡かどうか、関連性を行政が判断できない場合は審査会等を開く形になっており、法にも審議会等を置くよう努めるとあるため、それに基づき、手続を進める。

問 7 阪神・淡路大震災から 25 年がたつ中で、例えば災害弔慰金の支給対象の範囲など、変更になったことはあるか。条件が拡大するなどして、支給対象になったのにそれを知らないというような可能性はないのか。

答 7 災害弔慰金の支給対象の遺族の範囲は、阪神・淡路大震災当時は配偶者・子ども・父母・祖父母等であったが、東日本大震災以降に発生した災害の場合は同居し生計を共にする兄弟姉妹も対象になった。しかし、阪神・淡路大震災に遡及適用はされないため、支給対象者に変更はない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第64号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置について、軽減割合を拡充するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	低所得者の介護保険料に係る軽減措置を強化することで、本年度当初予算を見ても、一般会計から特別会計の介護保険事業への繰出額、繰入額ともに前年度に比して相当伸びている。中長期的に考えて、介護予防のさらなる取組をしっかりと考えているのか。
答1	介護予防については、現在、要介護、要支援の人の介護度がそれ以上進まないよう介護保険のサービスを効果的に使ってもらうことで、介護サービスの結果、さらに効果が出るよう取り組む。また、高齢者人口が増加する中、元気な高齢者が介護サービスを使わなくても生活が維持できるように、いきいき百歳体操など、社会参加を含め介護予防につながるような動きに努めたい。
問2	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合、令和2年2月分支払いに遡って介護保険料を減免できることが国から通知されたと思うが、それについての周知や市の体制は。
答2	新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少したり、家族が病気になったり死亡した場合の減免制度は従来より対象者や軽減額を広げて実施するようという国の通知が来ている。 現在、国の制度に合わせて本市の介護保険料の減免ができるよう規則改正を行っている最中であり、被保険者全員に渡すパンフレットには従来の減免制度の案内1ページ分のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方という特別な記載方法で必要な情報が行き渡るような工夫をしている。 また、令和2年2月1日以降に期限が到来する令和元年度及び令和2年度の介護保険料につき、令和3年3月31日までに減免申請があれば、いつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けても、期間についての市民からの申出がなくても、遡って対応する。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第70号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

本年3月3日からの宝塚市立小学校、中学校及び養護学校の一斉臨時休校措置に伴う学校給食休止により相手方に生じた損害について、契約上の義務違反を認め、賠償するもので、その損害賠償の額を253万2千円と決定しようとするもの。

論点1 損害賠償の額の妥当性について

<質疑の概要>

なし

論点2 学校給食における食材の契約について

<質疑の概要>

問1 今回の案件は学校給食のパン・米飯について、令和2年3月末までの分で発生した損害を補償するものだが、そのほかの食材でも実際に損害が出たものについては、同様に、契約上の責任はなくても補填してきたということか。

答1 そのとおりである。

問2 今後、学校再開まで状況は同じであり、4月以降にも業者は影響を受ける。学校給食が再開しない間、何がしかの補償をするのか。

答2 パン・米飯については、4月、5月はあらかじめ学校の休業が分かっていたので発注をしていないことから、損害は発生していない。その他の食材も同様の取扱いである。6月以降も再び一斉の臨時休校もあり得るが、買取りしないとイケない食材の使用は控え、極力、いつでもキャンセル可能な食材を使った献立の作成を進めている。パン・米飯の契約は令和元年度中に令和2年度の契約を済ませていたので同じ契約内容となっており、学校の一斉休業があれば同じ損害賠償が発生する。県とも協議して、市も相手方も損害が発生しないような手だてを検討してもらおうよう要望していきたい。

問3 損害が出る可能性があるのは、パン・米飯以外の業者も一緒である。学校給食にどれだけその業者が依存しているかは様々と思うが、同じ考えに立って補償していかないといけないのでは。

答3 教育委員会として補填策は検討できていないが、国では事業者に対する休業の際の補填策があるので、各業者にはホームページ等で得た情報を知らせ、国や県に相談するよう促している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第8号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める
請願

<請願の趣旨>

新型コロナウイルス感染症対策として3月には突然の全国一斉臨時休業の要請、それ以降も緊急事態宣言が公示され、未だ先行きが見通せない中、学校現場では学びと育ちの保障や心のケア、感染症対策などにとりくんでいる。

学校現場では、今回の長期臨時休業への対応がなかった場合においても、新学習指導要領の全面実施に加え、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。加えて、今後、学校再開をむかえる現場では、文科省が示している3密対策を講じ、学級を複数のグループに分けた上で教育活動をおこなうことなどがもとめられる。終息が見通せない状況が続く中、少人数学級の着実な推進は必要不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、2005年、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等をおこなっている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育を保障し、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援していくための条件整備は不可欠である。こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 財務省・総務省・文部科学省に対して、以下の内容で意見書の提出を求める。
 - ① 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める。
 - ② 子どもたちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善の推進と、教育条件整備のための財源措置を求める。

<質疑の概要>

問1 請願の項目の②に、子どもたちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善の推進とあるが、具体的にどのように改善してほしいと考えているか。

答1 (紹介議員A) 平成22年に文部科学省が打ち出した新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画に出ているとおりに、まずは少人数学級を実現すること。現在宝塚市では、小学校4年生までの少人数、35人学級が実現しているが、これを5年生、6年生まで拡充することが、一番の取組になると考えている。

問2 計画的な教職員定数改善の推進の、内容を具体的に示していただきたい。

答2 (紹介議員A) 教職員の定数改善と学級の在り方は直接関連する。教職員の定数と指導方法改善のための定数配置、少人数による授業、教頭先生や養護教諭の複数配置によって、子どもたちの学習環境が改善されると考えている。

問3 教育委員会側は、計画的な教職員定数改善について、現状と将来展望をどう考えているか。

答3 (市当局) 兵庫県、宝塚市は小学校1年生から4年生まで35人学級という少人数学級を実施しているので、本来の担任の数以上に先生が必要である。今年度については22クラスが35人学級を適用しており、22人の先生が必要になっている。仮に5年生、6年生に35人学級を適用した場合には9クラス増えることになるが、教職員の配置ということになるので、県と、それから国の力が大きい。また、担任のほかにもいろいろと子どもの教育に携わる教員の配置が必要と思っており、かつてに比べると教職員が増えてはきているが、さらに充実をしてもらいたいと考えている。

問4 新型コロナウイルス感染症の危機が始まって、例えば消毒など、学校の先生はさらに業務が増え、忙しくなっていると思う。請願の項目②の教育条件整備というところに、新型コロナウイルス感染症対策の特別な補助人員なども関わってきているか。

答4 (紹介議員A) やはり、子どもたちが触れるであろう様々なところを消毒して回らなければならないことが、教職員の相当な負担となっている。また、普段とは違った、子どもたちへの特別な健康管理であったり、新しい学校生活及び家庭生活の指導、特別イレギュラーな形での学校再開に係る様々な工夫や配慮等が生じている。子どもたちだけではなく、保護者の不安に伝えるためにも、相当な問い合わせが来たり連絡を取り合ったりしている。長期の休業期間中の課題を、学習が定着しているかということにも目配りをしなくてはならない。先生方も最大級の緊張感を持って再開された中、ぎりぎりの頭数でこれまで運用されているが、できれば正規の先生方が手当てされるのが最も望ましい。毎年国に対して要求している請願なので、ゆっくりだが進んできたものと認識しているが、急場をしのぐための人手の確保については、これから問題になってくると思う。

自由討議 なし

討 論	なし
審 査 結 果	採択 (全員一致)

議案番号及び議案名

請願第9号 幼保無償化から除外された外国人学校幼稚園に救済措置を求める請願

<請願の趣旨>

2019年5月17日、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布され、「全ての子どもが健やかに成長するように支援する。」ことを基本理念に、2019年10月1日より、幼児教育・保育の無償化（以下、「幼保無償化」）が実施された。

ところが、日本人も外国人も全ての人負担する消費税の増税分を財源として実施されている「幼保無償化」から、各種学校の朝鮮学校やインターナショナルスクール、中華同文学校、ブラジル人学校などの外国人学校幼稚園が除外されている。

政府のこのような除外措置は、「全ての子どもが健やかに成長するように支援するもの。」と定めた子ども子育て支援法や、「いかなる差別もなしに権利を尊重し確保する。」子どもの権利条約などに反する大変不公平なものである。

宝塚市が、日本政府に、各種学校の外国人学校幼稚園への幼保無償化適用を働きかけることを求めるとともに、政府が全ての子ども達に幼保無償化を適用する迄の期間、宝塚市が外国人学校幼稚園の子ども達に救済措置を講じることを求め、以下の2項目につき、宝塚市議会としての支援をお願いするもの。

<請願の項目>

- 1 政府が方針を改め、全ての子ども達に幼保無償化を適用することを、市として働きかけるよう要請すること。
- 2 それを実現するまでの期間、宝塚市が救済措置として、伊丹朝鮮初級学校幼稚班をはじめ外国人学校幼稚園に通うすべての園児たちに、幼保無償化と同等の金額を支給するよう要請すること。

<質疑の概要>

問1 2019年の改正子ども・子育て支援法に定められ、消費税増税分を財源として、幼保無償化が始まったが、無償化対象になるところと対象外のところの違いは。

答1 （紹介議員A）当初は幼保無償化の対象となるのは、認可されている幼稚園、保育所、認定こども園であり、認可外は除外されていたが、認可園・所へ入りたくても入れなくてやむを得ず認可外で待機しているという保護者からの声が上がリ、関係者へのヒアリングが行われ、認可外についても幼保無償化の対象となった。ところが、各種学校、外国人学校についてはヒアリングもされず、幼保無償化の対象から除外されたままである。

問2 幼保無償化の対象になった認可外施設における教育内容は把握しているか。

答2 (市当局) 教育施設については学校教育法第1条に該当するかどうか、あるいは専修学校か、各種学校かという区分で国は整理しており、学校教育法上の1条校であれば幼保無償化の対象であると理解している。

問3 認可外施設も幼保無償化の対象となっていることから見ると、学校教育法上の1条校であるかどうかは、実際には無償化対象の判断基準になっていないのでは。

答3 (市当局) 教育委員会で把握している教育機関については、幼保無償化の対象は学校教育法上の1条校である。

(市当局) 無償化の対象となる施設は子ども・子育て支援法によって定められており、認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園が対象施設となっている。認可外保育施設については施設から申請手続があり市が確認した場合は幼保無償化の対象とすることができる。そのほか、幼稚園の預かり保育、保育所の一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業も認可外保育施設に分類され、幼保無償化の対象となる。

問4 3、4、5歳の子どもの預かり施設での保育は申請があれば幼保無償化の対象になっているが、同じように3、4、5歳の子どもの外国人学校幼稚園に通っている場合は幼保無償化の対象外であるということがなぜなのか理解できない。外国人学校幼稚園では多種多様な教育をしているから幼保無償化の対象外だという理由も聞くが、認可外の預かり施設と比べて教育内容はどこに遜色があるのか。

答4 (紹介議員B) 外国人学校幼稚園が幼保無償化の対象外となっている理由が理解できないというのは同感である。国の閣僚会議において後に追加で補償することになった条件は、児童福祉法に基づいて1日4時間以上、週5日などの幼児教育の実態を持つ施設が都道府県に届出をすれば無償化対象の資格を得ることができるということ。外国人学校幼稚園もそうした条件上は同じだが、違うのは根拠法で、外国人学校は各種学校に区分され、認可外施設とは違うということになっている。そのため幼保無償化の対象外となるという理由はとても不合理だと思う。

問5 外国人学校幼稚園やインターナショナルスクール等の学校関係者の御意見は。

答5 (紹介議員B) 県内で結成されている外国人学校協議会に所属している学校の代表者が、院内集会で、今回の幼保無償化の財源は消費税であり自分たちも同じように税負担しているにもかかわらず幼保無償化の対象外とされることは子ども・子育て支援法における基本理念と合わず、おかしいのではないかと発言されている。

問6 請願項目で求めているとおり、幼保無償化の対象となった場合、市内での対象者はどれだけいるのか。

答6 (紹介議員B) 市の資料では、外国人学校幼稚園における市内の就園者数は、伊丹朝鮮初級学校幼稚部に在籍する園児が2名で、それ以外は把握していない。

問7 幼保無償化の対象とならない理由は外国人学校が各種学校だからということだが、外国人学校幼稚園は学校教育法上の幼稚園に分類されずなぜ各種学校であるのか。違いは何か。

答7 (紹介議員B) 各種学校も実は指導要領に準拠しているがそれと同内容のものを使っていないという扱いで、各種学校の中でも内容は様々である。昨年11月の文部科学大臣の答弁によれば、幼保無償化の対象とするかどうかという地域ニーズは自治体で判断することであるとされ、各自治体に任せるという認識が国にあると思われる。外国人学校幼稚園と学校教育法上の幼稚園との違いは、民族的な教育が入っているかというところで、あとは質の面では同じと考える。

(市当局) 幼稚園についてはハード面等で学校教育法上の設置基準を満たしていることと、教育指導要領に基づいた教育カリキュラムを構成しているという基準があり、認可されれば学校法人として運営していく教育施設である。

問8 幼保無償化が実施される前、幼稚園の多子減免制度について、朝鮮初級学校幼稚園は、もともとは対象外だったが、減免対象となったのでは。

答8 (市当局) 伊丹朝鮮初級学校幼稚部に在籍する園児も、多子減免の人数の対象としてきた。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 幼児教育・保育の無償化は、学校指導要領に基づいた、幼児教育の質が制度的に担保された幼稚園、保育園、認定こども園を基本とする。外国人学校では多様な教育を行っており、法律により幼児教育の質が制度的に担保されていないことから幼保無償化の対象から外れている。幼保無償化の対象はあくまで、各種学校による多様な教育ではなく、学校教育法に定められた幼児教育の質が担保されているかどうかであり、幼保無償化の対象外であることは決して差別的な対応とは言えないと考え、反対する。

(反対討論)

討論2 幼保無償化の対象人数が現時点で定かではない。また、請願項目にある、政府が方針を改め、全ての子どもたちに幼保無償化が適用されるまでの期間というのがどれくらいの期間か分からない。さらに、幼保無償化が実現した場合、どれだけ対象が増えるか分からず、宝塚市の今の財源において、今後そうした

予算がどれくらいかかるか分からないことに対して現状では見えてこない部分があり、優先順位を考えると、現時点の市の状態においては、反対する。

(賛成討論)

討論3 幼保無償化から外国人学校が外されている理由に、学校教育法における1条校とあったが、認可外保育所であっても、保護者のニーズが申請され、保育の必要性の認定があれば幼保無償化の対象とされていることから、その施設やどのような教育内容であるかということが幅広く、全ての子どもたちに適用されるべきだと考える。全ての子どもが健やかに成長するよう支援する改正子ども・子育て支援法の理念に基づき、各種学校であるという理由で幼保無償化の対象から外国人学校を外すことは、憲法14条や国連の人権規約、あるいは人種差別撤廃条約などで禁止されている差別的取扱いに該当するおそれがあるという、日本弁護士連合会からの声明もある。宝塚市内に住んでいる全ての子どもたちが、同じように、差別なく、幼児教育・保育の権利を享受できるよう、幼保無償化の対象とするべきであると考え、賛成する。

(賛成討論)

討論4 過去から、宝塚市は、朝鮮学校の幼稚園も対象にして、第1子、第2子の多子減免制度に取り組んできた経過がある。それは最初からではなく、そういう要求に応える形で、宝塚市が多様性を認め、全ての子どもたちを、宝塚市で健やかに育ててもらおうという趣旨で実現されてきたものと認識している。

どの子ども、宝塚で育つ子どもに差があってはならない。すぐにはできなくても、目指していくことは非常に大事だと考え、賛成する。

審査結果 採択（賛成多数 賛成5人、反対3人）